

(別紙) 旅行期間中の新型コロナウイルス感染症に係る対応等について

1. 参加児童生徒に「風邪」「発熱」「倦怠感」「嗅覚・味覚障がい」等の症状があるときの対応（ガイドライン「4 児童生徒の状況に応じた対応のめやす」表中の※3. ※4）

(1) 「風邪」の症状がある場合

風邪の症状がある場合は、別室待機をさせること。症状が改善された場合、活動に参加することが可能。ただし、児童生徒の状況に応じ心配な場合や症状が改善されない場合は、以下の(2)の対応と同様とすること。

(2) 「発熱」「倦怠感」「嗅覚・味覚障がい」等の症状がある場合

当該児童生徒を別室待機させるとともに、滞在先の受診・相談センター^{※5}へ相談の上、医師の診察を受けさせること。また、症状が改善された場合の活動への参加の可否や改善しない場合の対応等について、医師の判断を仰いだ上で、慎重に対応すること。特に、旅行最終日に「発熱」「倦怠感」「嗅覚・味覚障がい」等の症状が出た場合についても、受診・相談センターへ相談の上、帰阪日について医師の判断を仰ぐこと。

2. 保護者に事前に説明する内容

- (1) 計画の中止及び変更の可能性があるととも、実施しなかった活動の費用が保護者負担になる可能性があること。
- (2) 旅行中に「風邪」の症状が続く場合や、「発熱」「倦怠感」「嗅覚・味覚障がい」の症状がある場合、病院を受診することに加え、一時的に症状が改善されたとしても、医師の指示等により、活動に参加できない可能性があること。
- (3) 陽性者にかかる費用は、保護者負担となる項目もあること。(入院時の初診料や入院に必要な物品等)
- (4) 濃厚接触者については以下のとおりの対応となること。
 - ・離団し、待機期間中（最大5日間）隔離となること
 - ・原則、公共交通機関が利用できないこと
 - ・保護者が自家用車で迎えに来るなど、滞在せず帰阪できる場合があること
 - ・濃厚接触者と特定された該当者の保護者が迎えに行く際にかかる費用（移動・宿泊等）は保護者負担となること

※5 [新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センター | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

- (5) 接触者については以下のとおりの対応となること。
- ・離団となること
 - ・接触者と特定された該当者の保護者が迎えに行く際にかかる費用（移動・宿泊等）は保護者負担となること
- (6) 出発前に同居者が濃厚接触者になった場合、当該児童生徒が修学旅行に参加することは可能であるが、出発後に同居者が陽性者となり、当該児童生徒が濃厚接触者に特定された場合は、離団する等のリスクがあること。

3. 旅行事業者へ事前に確認する内容

- (1) 旅行中に児童生徒が体調不良となった場合の対応
- 上記「1.」の対応を含め、体調不良者を別室にするための部屋数の確保や通院のための移動方法等とその費用負担
- (2) 帰阪する際、児童生徒が体調不良（発熱・風邪症状含む）となった場合の対応
- 上記「1.」の対応を含め、延泊を余儀なくされた場合の費用負担は保険で対応できるか
- (3) (旅行期間中に同居者が陽性になることなどによって) 旅行中に児童生徒が濃厚接触者となった（あるいはその疑いが生じた）場合
- ① 濃厚接触者と特定されるまでの対応
 - 待機場所や場合によって別室の準備が可能か
 - ② 宿泊先で継続して宿泊可能の場合
 - 食事は部屋食ができるか、配膳はどうなるか、集団であれば食べる向きや時間配分等
 - ③ 宿泊先で継続しての宿泊が不可の場合
 - 宿泊先の確保及びその移動方法
 - 最終日の場合であっても宿泊を余儀なくされる場合の宿泊先の確保及び移動方法
- (4) 旅行中に陽性者となった児童生徒にかかる費用について保険適応範囲の確認
- 入院費等は国と自治体が負担するが、食事代等の負担は行き先によって異なる可能性があるため、要確認
- (5) 当初の計画外のことが生じた場合、旅行事業者の保険適応範囲の確認